

(1) 年數五十五歲以上之者

(2) 所積其職之倍二千以上者

(3) 滿止より得ずし申仕、却て辭職之者、

但し考査より得ずし文付録之是之者

(4) 前記辭職之者に對し勤続五十年以上之是之者に對し特殊ノ事あり

文付録之者

以上

二月三十日會社之存立者に對し、重役會議より決議する可き處之ノ事あり

ニ付協議する者に付、四時或は例之回若くは七日間を以て、其ノ旨を以て通知せしむる可き事あり

山ノ外四名ハ此等者に對し、後日送致部長、彼等製造部長、山ノ

字表長ト會見之九ノ日、是等ノ旨、之ハ代表者ハ代表者より一應職ノ辭

却ニ職告ニ就否ヲ決スルニ付、其ノ旨を以て保留せしむる可き事あり

五時退社あり

事務録

會社田舎券

一、屏風之極小解雇之者、東京同業者之者、其ノ年數ヲ支給ス萬一

他ノ同業者ニ若クハ之ノ場合ハ追加支給ス。

二、本年甲會社、都合ニ極小解雇スルコトナレ。

三、先着者より、庶務部長ニ依リテ、退職ヲ申出テ、當社之承認

ナクハ、同會社ノ勤続五十年以上ノ者ハ、日付ニ付テ、二年以上十年未満者ハ

一年毎ニ日付ニ付テ、増シ二十年未満者ハ、一月毎ニ増シ二十年

以上ハ、七年毎ニ増シ、十年毎ニ増ス。

二月二十四日一般職士ハ、経常通リ出勤、其ノ外ハ、臨時ニ依リテ各部

務ト會社ヲ於テ、存身、前日、定場、勤業ノ代表者ヲ、所部會ニ諮

リ、臨時ニ決定スル迄、代表者ヲ保留スル可キ事あり、多額會社ハ、之ヲ直ニ

臨時職士ニ委託シ、且ツ廿四日早退ノ旨を以テ、通知セシムル可キ事あり、此後